

# 第 5 章 焼損事故の状況

## 1 焼損事故

焼損事故とは、火災の 3 要素が 1 つでも該当しないものをいい、ひとたび間違うと火災になる恐れがある事故で、当市では、焼損事故に関しても火災と同様に、事故原因の調査を実施している。

(備考) 火災の 3 要素とは

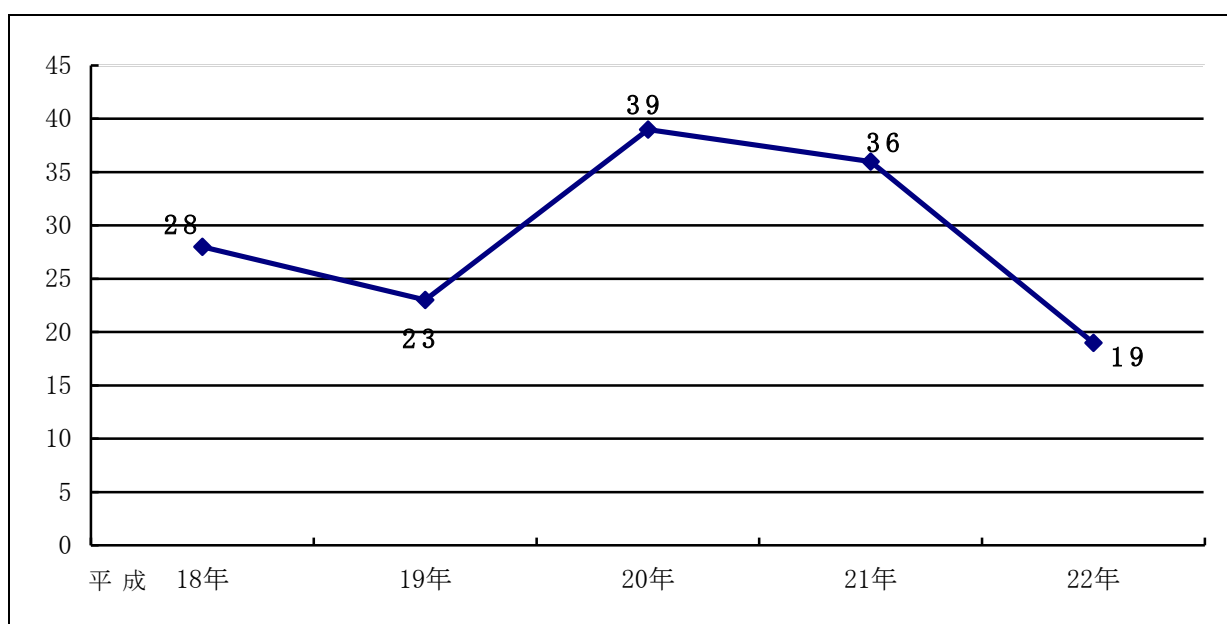
- 1 人の意図に反し発生し、若しくは拡大すること。
- 2 消火の必要がある燃焼現象であること。
- 3 消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とすること。

### (1) 焼損事故の状況～平成 20 年以降減少傾向～

平成 22 年中の焼損事故件数は 19 件で、前年に比べ 17 件の減少となっている。最近 5 年間の焼損事故件数をみると、39 件を記録した平成 20 年以降減少傾向となっており、平成 18 年以降で最も少ない件数となっている。(最近 5 年間の平均焼損事故件数は 29 件。)

焼損事故件数の推移は、図 5 - 1 - 1 に示すとおりである。

図 5 - 1 - 1 焼損事故件数の推移 (過去 5 年間、単位 : 件)

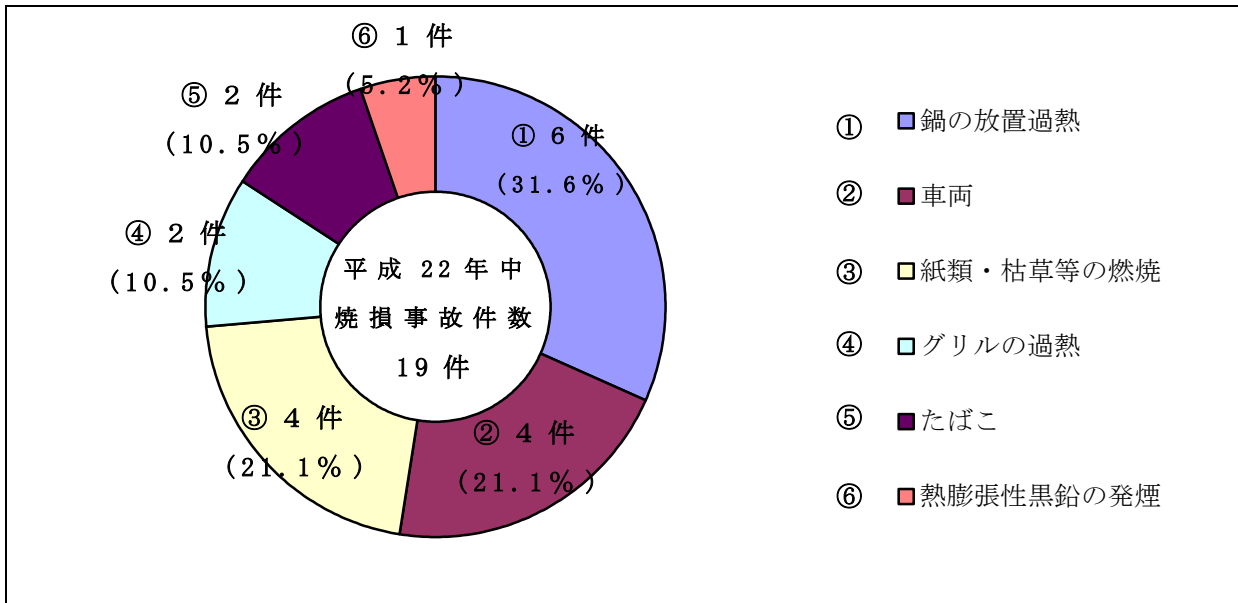


(2) 発生原因～「鍋の放置過熱」が 31.6%～

平成 22 年中の焼損事故を原因別にみると、「鍋の放置過熱」による発生件数が 6 件と最も多く、全焼損事故の 31.6%を占め、次いで、「車両」及び「紙類・枯草等の燃焼」がそれぞれ 4 件（21.1%）、「グリルの過熱」及び「たばこ」がそれぞれ 2 件（10.5%）となっている。

焼損事故の原因は、図 5 - 1 - 2 に示すとおりである。

図 5 - 1 - 2 焼損事故の原因



(3) 住宅用火災警報器～奏功事例が 4 件～

平成 22 年中の焼損事故の中で、住宅用火災警報器の設置を要する箇所で発生したものは 8 件となっており、そのうち、住宅用火災警報器が設置されていた件数は 6 件で、設置率は 75.0%となっている。

設置されていた 6 件のうち、住宅用火災警報器が発報したものは 4 件（66.7%）となっている。

焼損事故発生状況は、表 5 - 1 - 1 に示すとおりである。

表 5 - 1 - 1 平成 22 年中の焼損事故発生状況

No.	発生年月	発生場所	原因	その他
1	1 月 9 日	追進町 3	紙類の焼損	
2	1 月 13 日	藤山台 2	鍋の放置過熱	
3	1 月 19 日	御幸町 3	熱膨張性黒鉛の発煙	
4	2 月 1 日	東野町 10	鍋の放置過熱	奏功事例
5	3 月 16 日	高森台 7	グリルの過熱	奏功事例
6	4 月 11 日	柏井町 4	ごみ箱内にたばこの吸殻を放置	
7	4 月 23 日	藤山台 3	鍋の放置過熱	奏功事例
8	4 月 29 日	藤山台 4	灰皿内にたばこの吸殻を放置	
9	5 月 2 日	東山町	エンジンオイルの発煙	
10	6 月 7 日	篠田町	鍋の放置過熱	奏功事例
11	7 月 3 日	気噴町北 2	鍋の放置過熱	
12	8 月 24 日	神屋町	枯草の焼損	
13	10 月 8 日	神屋町	わらの焼損	
14	10 月 10 日	柏原町 1	紙類の焼損	
15	10 月 12 日	西山町 3	バッテリーのスパーク	
16	11 月 11 日	上条町 3	グリルの過熱	
17	11 月 15 日	梅ヶ坪町	ごみ類の発煙	
18	11 月 19 日	春日井上ノ町	ブレーキの摩擦により発煙	
19	12 月 14 日	高森台 7	鍋の放置過熱	

(備考) 奏功事例とは、住宅用火災警報器の発報により、居住者若しくは付近住民に確認され、火災に至らなかったことを表す。